

平成31年3月7日 建設経済委員会

水道局水道課

議案説明資料

- 1 議案第21号 田川市水道事業の設置等に関する条例等の廃止について・・・P1

議案第 21 号 田川市水道事業の設置等に関する条例等の廃止について

1 条例廃止の理由

平成 31 年 4 月 1 日に予定している田川地区水道企業団と構成団体の水道事業の統合に伴い、水道課所管の条例を廃止する。

あわせて、水道課所管条例の廃止に伴い改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行う。

関係条例の廃止及び改正を一括して行うため、「田川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（案）」（別添資料 1 頁）を制定するものである。

2 廃止及び一部を改正する条例

(1) 廃止する条例

- ア 田川市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 24 号）
- イ 田川市水道事業給水条例（昭和 26 年条例第 6 号）
- ウ 田川市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例第 8 号）
- エ 田川市水道事業施設整備基金条例（平成 22 年条例第 19 号）
- オ 田川市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年条例第 13 号）

(2) 一部を改正する条例

- ア 田川市職員定数条例（昭和 24 年条例第 34 号）
- イ 田川市職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 27 号）
- ウ 田川市職員の退職手当に関する条例（昭和 58 年条例第 14 号）
- エ 田川市電子計算組織の管理運営に関する条例（昭和 56 年条例第 11 号）
- オ 田川市汚水処理施設条例（平成 15 年条例第 9 号）
- カ 田川市星美台汚水処理場条例（平成 15 年条例第 10 号）

(3) 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、(1)エの田川市水道事業施設整備基金条例に係る規定は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

3 廃止による影響及び効果

統合後に必要な条例は、田川広域水道企業団条例としてそれぞれ新たに制定予定であり、本条例の制定による市民等への影響は生じない。

4 添付資料（別添資料）

- (1) 田川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（案）
- (2) 現行条例（廃止する条例関係）
- (3) 新旧対照表（一部改正する条例関係）

別添資料

水道事業の統合に伴う関係条例の廃止関係資料

- 1 田川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（案）・・・・・・・・・・ P 1

- 2 現行条例（廃止する条例関係）
 - (1) 田川市水道事業の設置等に関する条例・・・・・・・・・・ P 3
 - (2) 田川市水道事業給水条例・・・・・・・・・・ P 8
 - (3) 田川市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例・・・・・・・・ P 22
 - (4) 田川市水道事業施設整備基金条例・・・・・・・・・・ P 33
 - (5) 田川市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例・・・・・・・・・・ P 35

- 3 新旧対照表（一部改正する条例関係）
 - (1) 田川市職員定数条例・・・・・・・・・・ P 38
 - (2) 田川市職員の給与に関する条例・・・・・・・・・・ P 40
 - (3) 田川市職員の退職手当に関する条例・・・・・・・・・・ P 41
 - (4) 田川市電子計算組織の管理運営に関する条例・・・・・・・・・・ P 42
 - (5) 田川市汚水処理施設条例・・・・・・・・・・ P 43
 - (6) 田川市星美台汚水処理場条例・・・・・・・・・・ P 44

田川市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（案）

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 田川市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第24号）
- (2) 田川市水道事業給水条例（昭和26年条例第6号）
- (3) 田川市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第8号）
- (4) 田川市水道事業施設整備基金条例（平成22年条例第19号）
- (5) 田川市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年条例第13号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、本則中第4号の規定は、平成31年3月31日から施行する。

（田川市水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 2 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により作成する平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間の水道事業の業務の状況を説明する書類に関しては、この条例による廃止前の田川市水道事業の設置等に関する条例第9条の規定（予算の概要及び事業の経営方針に係る部分を除く。）は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（田川市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 この条例による廃止前の田川市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員に支給すべき平成31年3月31日までの給与については、なお従前の例による。

（田川市職員定数条例の一部改正）

- 4 田川市職員定数条例（昭和24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第2条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

（田川市職員の給与に関する条例の一部改正）

- 5 田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「、田川市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第8号）」を削る。

（田川市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

- 6 田川市職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、田川市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第8号）」を削る。

（田川市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部改正）

- 7 田川市電子計算組織の管理運営に関する条例（昭和56年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、水道」を削る。

（田川市汚水処理施設条例の一部改正）

- 8 田川市汚水処理施設条例（平成15年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「田川市水道事業給水条例（昭和26年条例第6号）第26条又は第27条に規定する」を「水道の」に改める。

（田川市星美台汚水処理場条例の一部改正）

- 9 田川市星美台汚水処理場条例（平成15年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「田川市水道事業給水条例（昭和26年条例第6号）第26条又は第27条に規定する」を「水道の」に改める。

田川市水道事業の設置等に関する条例

昭和41年12月26日

条例第24号

(水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、本市の区域（大字伊加利、大字夏吉、大字弓削田、大字猪国及び大字位登の一部を除く。）並びに田川郡香春町、同郡糸田町及び同郡川崎町の区域の一部とする。

3 給水人口は、57,700人とする。

4 1日最大給水量は、25,400立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業に属する事務を処理させるため、水道局を置く。

(利益の処分)

第4条 水道事業において、事業年度末日に企業債を有している場合は、毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金を埋めた後の残額（以下「欠損金補填残額」という。）の20分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 水道事業において、事業年度末日に企業債を有していないか、又は企業債を有していても企業債と同額まで当該積立金を積み立てている場合は、欠損金補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、欠損金補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てなければならない。

3 第1項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金又は建設改良積立金として積み立てることができる。

4 各積立金は、次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。ただし、当該目的以外の用途に使用することについて議会の議決を経た場合は、この限りでない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てるもの

(2) 利益積立金 欠損金を埋めるもの

(3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てるもの

(資本剰余金の処分)

第5条 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した固定資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿価額又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が300千円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が200千円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第9条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条、第2条、第4条から第6条まで並びに附則第2項及び附則第6項の規定は昭和42年1月1日から、第3条、第7条並びに附則第3項から附則第5項まで及び附則第7項の規定は同年4月1日から施行する。ただし、別表中新庄水道の項は、公布の日から施行し、昭和40年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 昭和42年1月1日から同年3月31日までの間に行われる資産の取得及び処分に対する第4条の規定の適用については、同条中「法第33条第2項の規定により予算で定め」とあるのは、「地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和41年法律第120号）」

附則第2条第3項の規定により適用される法第33条第2項の規定により議会の議決を経」とする。

(関係条例の廃止)

3 地方公営企業法を適用する期日を定める条例(昭和36年条例第18号)は、廃止する。

4 田川市水道事業の出納その他の会計事務の一部に係る権限を収入役に行なわせる条例(昭和37年条例第4号)は、廃止する。

5 田川市水道事業の業務の状況を説明する書類の作成に関する条例(昭和37年条例第5号)は、廃止する。

6～7 (他の関係条例の改正規定につき略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の田川市水道事業の設置等に関する条例別表の伊田上水道の項中第2区域に掲げる区域については、田川郡川崎町に所在する田原水源、田川郡赤村に所在する今川水源及び田川市東区夏吉に所在する夏吉水源から取水開始となる日から給水する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の田川市水道事業の設置等に関する条例第1条の2第4号の規定は、昭和46年6月25日から適用する。

附 則

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表中猪位金簡易水道の項は、管理者が規程で定める日から施行する。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2～4 (他の関係条例の改正規定につき略)

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、事業認可の日から施行する、ただし、第1条の2、第2条、第3条の2及び別表を削る改正規定は、田川地区水道企業団が用水供給事業を開始する日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

田川市水道事業給水条例

昭和26年3月15日

条例第6号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、田川市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1事業所が専用するもの
 - ア 家事用 一般家庭において使用するもの
 - イ 営業用 各種の営業に使用するもの
 - ウ 団体用 官公署、学校、病院、工場その他公私の団体に使用するもの
 - エ 湯屋用 一般公衆浴場に使用するもの
 - オ 特別用 工事その他臨時的又は一時的に使用するもの
- (2) 連合専用給水装置 2世帯以上が連合して専用給水装置により使用するもの
- (3) 共用給水装置 2世帯以上若しくは2カ所以上で共用するもの又は公衆の用に供するもの
- (4) 消火栓（公設消火栓、私設消火栓） 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申込みについて必要があると認めるときは、利害関係人の同意書そ

の他必要な書類の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をする者の負担とする。ただし、災害等のため特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することがある。

(口径別加入金)

第5条の2 給水装置の新設又は水道メーターの増径の工事をしようとする者は、当該工事の申込みの際に口径別加入金(以下「加入金」という。)を納入しなければならない。

2 前項の加入金の額は、給水装置の新設の工事については別表に定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を加算した額とし、水道メーターの増径の工事については当該工事後の口径に係る同表に定める額と当該工事前の口径に係る同表に定める額との差額に消費税等を加算した額とする。

3 既納の加入金は、管理者が別に定める場合を除くほかは還付しない。

4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第6条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管から水道メーターまでの給水装置に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び配水管から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第7条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(工事費の予納)

第8条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に清算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

第9条 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、工事しゅん工後当該工事費が完納になるまでの間の管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第10条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第11条 管理者が施行する給水装置の工事に関し利害関係人その他から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工

事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第16条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーター又は管理者が認めた水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第18条 市のメーターは、管理者が設置して水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2 前項の保管者は、善良な注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

（共用給水装置利用者に対する証票及びかぎの貸与）

第19条 共用給水装置の利用者には、証票及びかぎを貸与する。

2 証票及びかぎは、これを他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

3 利用者は、給水装置の使用を中止し、又は廃止したときは、直ちに証票及びかぎを返納しなければならない。

4 利用者は、証票又はかぎを亡失し、又はき損したときは、管理者に届け出て再交付を受けなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第20条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会を受けなければならない。

（水道利用者等の管理上の責任）

第22条 水道利用者等は、善良な注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装

置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、メーター使用料及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者から徴収する。

2 連合専用給水装置及び共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、次の各号に定める基本料金、超過料金及びメーター使用料の合計額に消費税等の相当額を加算した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 専用給水装置

種別	料金 (1カ月)	基本料金		超過料金 (1立方メートルを増すごとに)
		水量	料金	
家事用 営業用 団体用	8立方メートルまで		790円	230円
湯屋用	100立方メートルまで		6,600円	120円
特別用	10立方メートルまで		2,600円	520円

(2) 連合専用給水装置 専用給水装置の家事用の料金の規定を準用する。

(3) 共用給水装置

種別	料金 (1カ月)	基本料金		超過料金
		水量	料金	(1立方メートルを増すごとに)
共用給水装置		8立方メートルまで	700円	120円

(4) 市が貸与するメーター使用料は、次のとおりとする。

使用料	mm	13	20	25	40	50	75	100	150
	円	80	130	180	280	1,150	1,510	1,920	3,450

ア 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの使用料は、1月分としてこれを算定する。

イ 月の中途において、メーターの口径に変更があったときの使用料は、使用日数の多い方の口径の使用料によりこれを算定する。ただし、使用日数が同じであるときは、新しいメーターの口径の使用料によりこれを算定する。

(料金の算定)

第26条 料金は、2カ月ごとの定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に、メーターの検針を行い、その適用水量を各月均等に使用したものとみなし、それぞれ料金を算定する。ただし、使用水量に端数を生じた場合は、前の月分に加算する。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日以外の日に検針を行い料金の算定をすることができる。

(使用水量及び用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

2 前項各号の使用水量の認定は、前3カ月の使用水量及び前年度同期の使用水量その他の事情を考慮して行う。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次

のとおりとする。

(1) 水道の使用が、その月の16日未満である場合は半月分、16日以上である場合は1月分とする。

(2) 前号の規定により、半月分として算定する場合において使用水量が基本水量の2分の1以上であるときは、その超える部分については、超過料金とする。

2 月の中途において、その用途の変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。ただし、使用日数が同じであるときは、新しい用途の料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により臨時的又は一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申し込みの際概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき清算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、直接納付又は口座振替の方法により毎月徴収する。

第31条 削除

(手数料)

第32条 次の各号に定める場合にあつては、当該各号に定める額の手数料を申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 設計金額の4%相当額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 第6条第2項の設計審査をするとき 1回につき3,500円

(3) 第6条第2項の工事検査をするとき 1回につき4,000円

(4) 受託工事の設計施工をするとき 設計金額の4%相当額とする。ただし、この額によりがたいと管理者が認めるときは、設計金額の4%相当額に所要実費を加算することができる。

(5) 法第16条の2第1項の指定をするとき 1件につき5,000円

(6) 諸証明 1件につき200円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、メーター使用料、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

2 管理者は、必要があると認めるときは、受水槽以下の装置について調査し、水道使用者等に対し必要な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第36条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第7条の工事費、第22条第2項の修繕費、第25条の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなく第26条の使用水量の計量又は第34条の検査若しくは調査を拒み又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第37条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めたと